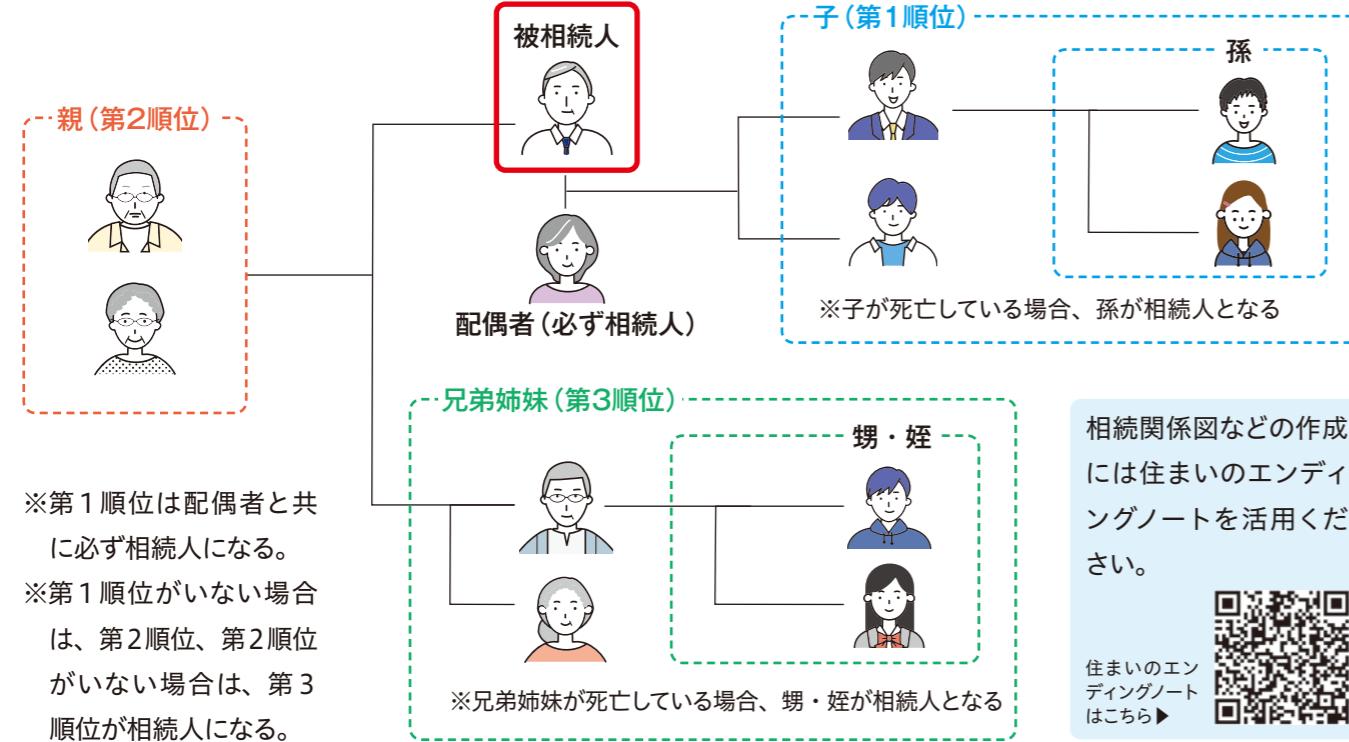


## 相続人の範囲と順位



## 相続登記なんだか難しそう…

皆さんの疑問にトウキツネがお答えします

Q 不動産を相続したら、どうすればよいですか？

A 相続人の間で、早めに遺産分割の話し合いを行い、相続登記をしてください。早期の遺産分割が難しい場合は、相続人申告登記を行いましょう。その後、遺産分割の話し合いがまとまったら、速やかに相続登記をしてください。

Q 建物を相続しましたが、その建物の登記がない場合、どうすればよいですか？

A 古い建物を相続した場合など、建物としての登記がない場合があります（未登記建物）。この場合は、相続登記をする前に、建物の表題登記（表示登記）の手続きが必要です。

### 登記申請に関する手続案内

問 長崎地方法務局平戸支局 ☎22-2263

法務局での登記申請に関する手続案内を希望する人は、必ず事前に電話予約（平日午前8時30分～午後5時15分）してください。

○手続案内日 月・水・金曜日

※祝日・年末年始を除く

### 専門家（弁護士・司法書士・土地家屋調査士）のご案内

#### 法律関係

日本弁護士連合会  
ホームページ▼



#### 相続登記関係

日本司法書士会連合会  
ホームページ▼



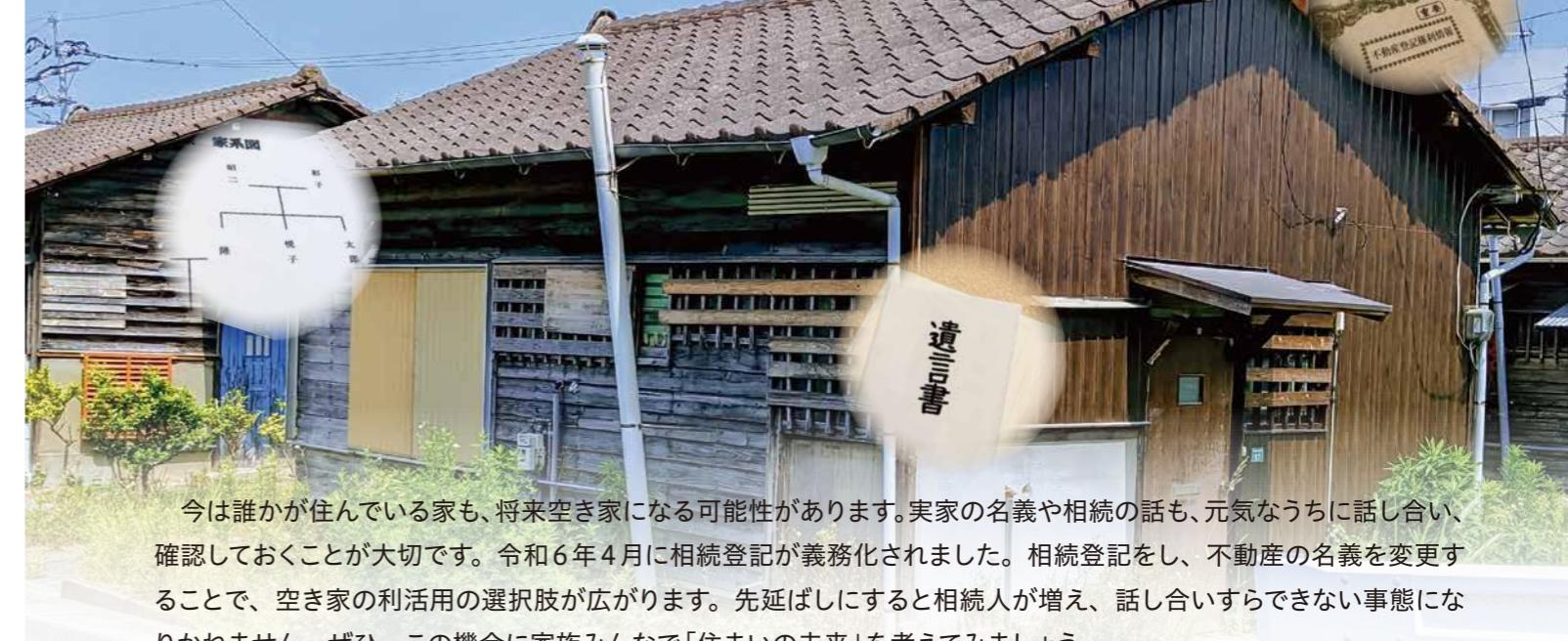
#### 表示登記関係

日本土地家屋調査士会  
連合会ホームページ▼



## 特集 考えよう、「住まいの未来」

問 都市計画課総務住宅班 ☎22-9164

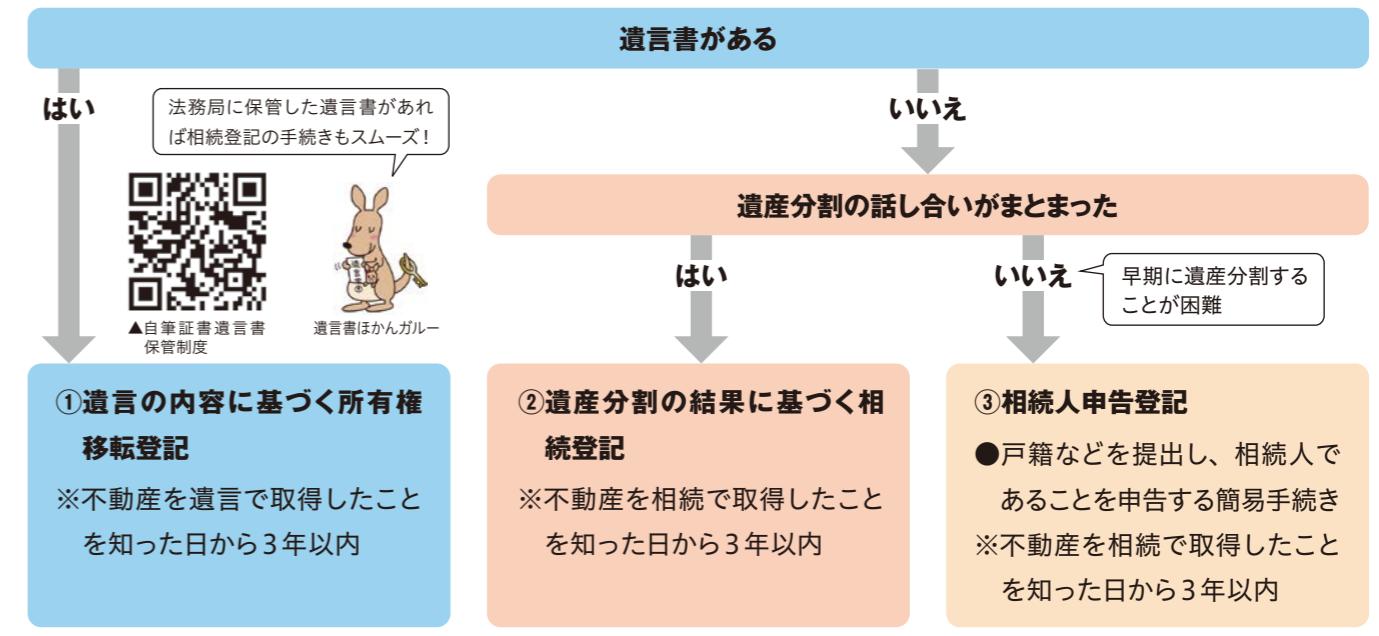


今は誰かが住んでいる家も、将来空き家になる可能性があります。実家の名義や相続の話も、元気なうちに話し合い、確認しておくことが大切です。令和6年4月に相続登記が義務化されました。相続登記をし、不動産の名義を変更することで、空き家の利活用の選択肢が広がります。先延ばしにすると相続人が増え、話し合いすらできない事態になります。ぜひ、この機会に家族みんなで「住まいの未来」を考えてみましょう。

## 相続登記の手続きはお早めに！

不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をする必要があります。また、令和6年4月1日より前に不動産を相続している人は、令和9年3月31日までに相続登記をしてください。

### 不動産の所有者が亡くなった場合の対応方法



相続登記の義務化や、申請手続きなどに関する詳細は、右の二次元コードから法務省ホームページをご確認ください。



出典：「相続登記義務化フライヤー」（法務省）（<https://www.moj.go.jp/content/001400681.pdf>）をもとに平戸市作成

+

相続人申告登記後、遺産分割  
がまとまった場合は②の手続き

※遺産分割の日から3年以内